

○甲南大学マネジメント創造学部特別英語プログラムコーディネーター規程

平成20年12月12日

理事会制定

改正 平成27年2月27日

平成29年11月24日

(目的)

第1条 この規程は、甲南大学マネジメント創造学部特別英語プログラムコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の採用及び就業に関する事項等について定める。

(定義)

第2条 コーディネーターとは、マネジメント創造学部の教育目標実現のために、マネジメント創造学部特別英語プログラム（以下「特別英語プログラム」という。）を管理・運営する上で特に必要と認める者で、待遇等について特例の扱いをすることを条件に採用したものをいう。

(職務)

第3条 コーディネーターは、マネジメント創造学部長の指示に従い次の職務にあたる。

- (1) 特別英語プログラムに関する教授法の研究並びにカリキュラムの開発に関する業務
- (2) 特別英語プログラムの管理運営及び同プログラム担当教員の指導監督に関する業務
- (3) マネジメント創造学部学生に対する英語授業
- (4) マネジメント創造学部学生の英語力向上に関する相談及び指導
- (5) マネジメント創造学部の学生募集に関する業務
- (6) その他マネジメント創造学部学生の英語力の高度化を目指す上で必要とする業務

(採用条件)

第4条 コーディネーターは、次の各号のすべてに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者の中から採用する。

- (1) 英語を母語とする者又はこれに準ずる英語運用能力を有する者
- (2) 大学院 Teaching English as a Second Language又はTeaching English as a Foreign Language修士課程を修了した者又はこれに準ずる英語教育能力を有する者
- (3) マネジメント創造学部の教育に理解を有する者
- (4) 英語教育におけるカリキュラム開発及び特別英語プログラムの管理運営に相当の経験を有する者

(採用手続)

第5条 コーディネーターの採用手続は、マネジメント創造学部教授会の審議を経て、学長の推薦に基づき、理事長が決定する。

(雇用契約)

第6条 コーディネーターの雇用契約は、当該者と学校法人甲南学園との間で、別に定める所定の様式（日本語及び英文で契約し、正文は日本語による契約書とする。）をもって行う。

(雇用期間)

第7条 コーディネーターの雇用期間は、原則として1年とし、雇用契約を更新することができる。

2 前項の更新の有無は、カリキュラム編成上の必要性、勤務成績・勤務態度、能力・適性、学園の経営状況、従事している業務の進捗状況、法令上若しくはコーディネーターに適用される諸規則上又は職務上の義務の履行状況等を勘案して、学園が総合的に判断する。

3 コーディネーターの雇用契約の終期は、雇用される者が満65歳に達する日の属する学年年度の末日を超えることはできない。

(待遇等)

第8条 コーディネーターの待遇等については、別に定める。

(契約の解除)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合、学園は雇用契約を解除することができる。

- (1) 本学の名誉を著しく傷つける行為があつた場合
- (2) 教育に従事する者として、ふさわしくない行為があつた場合
- (3) 応嘱時に提出した書類に虚偽の記載があつた場合
- (4) 正当な理由なく1箇月以上無届欠勤に及んだ場合
- (5) 法令上、諸規則上若しくは職務上の義務に違背している、又は勤務実績が著しく不良で改善の見込みがない場合
- (6) 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (7) その他前各号に準ずる程度のやむを得ない事由がある場合

(無期雇用契約への転換)

第10条 平成25年4月1日以降に開始した2以上の有期雇用契約の通算契約期間が5年を超えるコーディネーターが、期間の定めのない雇用契約（以下「無期雇用契約」という。）への転換を希望する場合、その転換の申込時の有期雇用契約が終了する翌日から無期雇用の甲南大学マネジメント創造学部特別英語プログラムコーディネーター（以下「無期雇用コ

ーディネーター」という。)として継続雇用する。

- 2 前項において、1つの有期雇用契約の契約期間が満了した日とその次の有期雇用契約の契約期間の初日との間にこれらの契約期間のいずれにも含まれない期間があり、当該期間が労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第2項に定める要件を満たすときは、当該期間前に満了した有期雇用契約の契約期間は、通算期間に含まれないものとする。
- 3 無期雇用契約への転換を希望する者は、その転換の申込時の有期雇用契約期間満了日の30日前までに、所定の様式により申し込むものとし、学園は、申込受理の通知書を申込者に交付する。

（無期雇用コーディネーターの労働条件）

第11条 無期雇用コーディネーターの労働条件については、この規程及び甲南大学マネジメント創造学部特別英語プログラムコーディネーター規程施行細則を準用する。この場合において、この規程及び上記施行細則中「甲南大学マネジメント創造学部特別英語プログラムコーディネーター」とあるのは「無期雇用の甲南大学マネジメント創造学部特別英語プログラムコーディネーター」と読み替える。ただし、この規程の第7条の規定は準用しない。

（無期雇用コーディネーターの定年）

第12条 無期雇用コーディネーターの定年年齢は、満65歳とする。

- 2 無期雇用コーディネーターが前項の定年年齢に達したときは、当該定年年齢に達した日の属する学年度の末日に退職する。

（無期雇用契約の解除）

第13条 第9条各号に定める事由のほか、カリキュラム編成上の必要性、在籍する学生の人数、学園の経営状況その他やむを得ない事情により雇用を維持することができないとき、学園は雇用契約を解除することができる。

（規程の準用）

第14条 就業に関する事項等については、この規程に定めるもののほか、甲南学園就業規則第12条（退職）、第15条（解職制限）、第17条（休日・休務日）、第22条から第22条の5まで（特別休暇、育児休業等、介護休業等）、第22条の7から第22条の8まで（看護休暇、介護休暇）、第24条から第25条まで（就業）、第27条から第29条まで（出張、遅刻、早退及び外出、兼職）、第36条から第44条まで（懲戒、懲戒の種類、譴責又は減給、停職、諭旨退職又は懲戒解雇、保健衛生、病者の就業禁止、健康診断、災害補償）の規定及びその他関連規程を準用する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、大学会議の審議を経て、学長が提案し、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

○甲南大学マネジメント創造学部特別英語プログラムコーディネーター規程施行細則

平成20年12月5日

常任理事会承認

改正 平成22年3月12日

平成29年11月17日

令和5年3月17日

(目的)

第1条 この細則は、甲南大学マネジメント創造学部特別英語プログラムコーディネーター規程に基づき、特別英語プログラムコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)の待遇等について定める。

(勤務日及び勤務時間)

第2条 コーディネーターの勤務日及び勤務時間は、次のとおりとする。

- (1) 勤務日は、原則として1週5日とする。ただし、行事その他臨時に必要があるときは、休日に勤務を命じることがある。
- (2) 勤務時間は、原則として1週40時間とする。
- (3) 授業担当時間数は、1週18時間とする。

(休日)

第3条 休日は、甲南学園就業規則第17条を準用する。

2 前項以外に休日が必要としたときは、マネジメント創造学部長を経由して、学長の承認を得て年間20日以内の休日を取得することができる。ただし、休日を取得できる期間は2月及び8月中とする。

(給与等)

第4条 コーディネーターの給与等は、次のとおりとする。

- (1) 給与は、年俸制とし、12回均等払いの月額を、原則として、毎月21日(当日が休日又は土曜日に当たるときは、その前日)に日本国通貨をもつて支給する。
- (2) 給与は、年俸5,000,000円から6,700,000円の範囲で、能力及び経験に応じて、理事長が学長と協議のうえ、その都度定める。ただし、為替レートの変動等により採用に影響が出ると予想される場合は、理事長は学長と協議のうえ、常任理事会に諮り、範囲を超えて額を定めることができる。
- (3) 住宅手当は、自ら居住する住宅を借り受けている者に、月額75,000円を限度として

家賃相当額を支給する。

(4) 通勤手当は、甲南学園通勤手当支給細則に準じて支給する。

(5) 超過時間手当は、18時間を超えて授業を担当した場合、甲南学園給与規程別表第15表①の講師の区分を適用し支給する。

2 月の途中においてコーディネーターとして採用された場合又は退職した場合の月額給与は、発令日を基準として、日割り計算で支給する。ただし、死亡による退職に限り、当月分の給与の全額を支給する。

3 疾病等により、1箇月につき15日間を超えて勤務できない場合には、月額給与を減額することができる。

4 就業規則第22条の2第1号から第3号まで、第22条の4、第22条の5、第22条の7及び第22条の8に該当する期間中の給与は、無給とする。ただし、就業規則第22条の2第2号又は第3号を理由に、俸給（月額）及び諸手当を含む給与月額が日本私立学校振興・共済事業団の標準給与の基礎となつた給与月額の2割に満たなかつた場合は、日本私立学校振興・共済事業団の標準給与の基礎となつた給与月額の2割を支給する。

（控除）

第5条 給与から控除されるものは、所得税等法規で定められたものとする。

（退職金）

第6条 退職金は、支給しない。

（改廃）

第7条 この細則の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。